

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 9 月 1 1 日

川崎市人事委員会

委員長 瀧 峠 雅 介

川崎市人事委員会規則第 1 5 号

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和４６年川崎市人事委員会規則第１２号）の一部を次のように改正する。

第８条の３第３項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第８条の４第２項中「介護時間は、１日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した２時間（育児休業法第１９条第１項の規定による）」を「育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する」に、「ある日」を「ある日の介護時間」に、「当該２時間」を「１日につき２時間」に、「時間）」を「時間」に改める。

第８条の６第２項を削り、同条第３項中「第１項の規定による」を「第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する」に、「ある日」を「ある日の子育て部分休暇」に改め、同項を同条第２項とし、同条第４項を同条第３項とする。

第９条第６項中「次の各号に掲げる事由に該当する」を「当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった」に改め、同項各号を削る。

第１２条を第１３条とし、第１１条を第１２条とし、第１０条中「配偶者の父母」を「配偶者等の父母」に改め、「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第１１条とし、第９条の次に次の１条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第１０条 任命権者は、育児休業条例第２６条第１項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「

出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。

)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 育児休業条例第26条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児

に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し

、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障とな

る事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間の期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。